議案第55号

つくば市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和８年11月24日

つくば市長　五　十　嵐　立　青

つくば市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

つくば市附属機関の設置等に関する条例（令和７年つくば市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第１市長の部アイラブつくばまちづくり補助事業審査会の項中「アイラブつくばまちづくり補助事業審査会」を「Weラブつくばまちづくり補助事業審査会」に、「アイラブつくばまちづくり補助事業に」を「Weラブつくばまちづくり補助事業に」に、「18人」を「10人」に、「年度」を「年」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第１市長の部アイラブつくばまちづくり補助事業審査会の項の改正規定（「18人」を「10人」に、「年度」を「年」に改める部分に限る。）は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現に改正前の別表第１に規定するアイラブつくばまちづく

り補助事業審査会の委員である者は、この条例の施行の日に、改正後のつくば市附属機関の設置等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第４条第３項の規定によりWeラブつくばまちづくり補助事業審査会の委員として任命されたものとみなす。

３　この条例の施行の日から令和９年３月31日までの間における改正後の条例別表第１の規定の適用については、同表市長の部Weラブつくばまちづくり補助事業審査会の項中「Weラブつくばまちづくり補助事業に」とあるのは「アイラブつくばまちづくり補助事業及びWeラブつくばまちづくり補助事業に」とする。

（つくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

４　つくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和62年つくば市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表アイラブつくばまちづくり補助事業審査会の委員の項中「アイラブつくばまちづくり補助事業審査会」を「Weラブつくばまちづくり補助事業審査会」に改める。

（提案理由）

アイラブつくばまちづくり補助事業審査会の名称等を改正するため、この条例案を提出するものである。

議案第55号資料

つくば市附属機関の設置等に関する条例（令和７年つくば市条例第12号）新旧対照表

改正後

本則・附則　（略）

別表第１（第２条―第５条関係）

執行機関等	附属機関	所掌事務	定数	任期
市長	（略）	（略）	（略）	（略）
	Weラブつくばまちづくり補助事業審査会	Weラブつくばまちづくり補助事業に　ついての審査に関すること。	10人以内	任命された日からその日の属する年　の末日まで
	（略）	（略）	（略）	（略）

別表第２　（略）

改正前

本則・附則　（略）

別表第１（第２条―第５条関係）

執行機関等	附属機関	所掌事務	定数	任期
市長	（略）	（略）	（略）	（略）
	アイラブつくばまちづくり補助事業審査会	アイラブつくばまちづくり補助事業についての審査に関すること。	18人以内	任命された日からその日の属する年度の末日まで
	（略）	（略）	（略）	（略）

別表第２　（略）

議案第55号資料

つくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和62年つくば市条例第15号）新旧対照表

（附則第４項関係）

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>本則・附則　（略）
別表（第２条、第４条関係）
<table><tr><th>職</th><th>報酬</th><th>相当する職</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>Weラブつくばまちづくり補助事業審査会　の委員</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>備考　（略）</td><td>本則・附則　（略）
別表（第２条、第４条関係）
<table><tr><th>職</th><th>報酬</th><th>相当する職</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>アイラブつくばまちづくり補助事業審査会の委員</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>備考　（略）</td></tr>
</table>

議案第 55 号

つくば市附属機関の設置等に関する条例についての説明資料

つくば市総務部総務課

○　制定･改廃の経緯及び内容

アイラブつくばまちづくり補助事業の見直しに伴い、審査会の名称、委員の定数及び任期を変更するため、条例の改正を行う。

名称については、事業内容を見直し、市民、行政、企業等の多様な主体の連携によるまちづくりを重視するため、その理念を反映し、「アイラブ」から「We ラブ」に変更する。

委員の任期については、同一年度の補助事業について、３月の審査と８月の審査を同一の委員が担当できるようにし、審査の一貫性を確保するため、任期の終了日を「その年度の末日まで」から「その年の末日まで」に変更する。

○　他自治体の状況等

特になし。

○　上位計画又は関連計画等

特になし。

○　根拠法令及び関係法令等

・地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の４、第 202 条の３

○　条例の施行により予測される影響及び効果（算出できるものはコストを含む）

多様な主体が連携してまちづくりに取り組む市民協働の推進に資する。